

委員会提出議案第2号

さぬき市議会図書室条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年10月2日

提出者 議会運営委員長 高 嶋 正 朋

さぬき市議会図書室条例の一部を改正する条例

さぬき市議会図書室条例（平成14年さぬき市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改め、同条第2号中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさぬき市議会図書室条例の規定は、平成25年3月1日から適用する。

さぬき市議会図書室条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第19項</u>の規定により、議会事務局内に附置されるさぬき市議会図書室 （以下「図書室」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 図書室は、次の記録刊行物等を収集整理し、議員の調査研究に資する。</p> <p>(1) <u>法第100条第17項</u>の規定により、送付を受けた官報その他の政府の刊行物</p> <p>(2) <u>法第100条第18項</u>の規定により、送付を受けた刊行物</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第18項</u>の規定により、議会事務局内に附置されるさぬき市議会図書室 （以下「図書室」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 図書室は、次の記録刊行物等を収集整理し、議員の調査研究に資する。</p> <p>(1) <u>法第100条第16項</u>の規定により、送付を受けた官報その他の政府の刊行物</p> <p>(2) <u>法第100条第17項</u>の規定により、送付を受けた刊行物</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>